

利用契約書
兼
重要事項説明書

指定通所介護

社会福祉法人植木会

デイサービスセンターなごみ

_____（以下「契約者」という。）と社会福祉法人植木会 デイサービスセンターなごみ 施設長大森誠一（以下「事業者」という。）は、（以下「利用者」という。）がデイサービスセンターなごみ（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される通所介護サービスを受け、契約者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総 則

第 1 条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、第 4 条及び第 5 条に定める通所介護サービスを提供します。

2. 事業者が利用者に対して実施する通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項（以下「通所介護計画」という。）は、別紙『（サービス利用表）』に定めるとおりとします。

第 2 条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の 2 日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第 3 条（通所介護計画の決定・変更）

事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の通所介護計画を作成するものとします。

2. 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
3. 事業者は、通所介護計画について、契約者に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
4. 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者と協議して、通所介護計画を変更するものとします。
5. 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第 4 条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第 5 条（介護保険給付対象外のサービス）

事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスを提供するものとします。

2. 前項の他、事業者は、食事の提供、レクリエーション、クラブ活動等の材料費、複写物などの実費等の日常生活品費サービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
3. 前 2 項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
4. 事業者は第 1 項及び第 2 項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第 6 条（利用者等への説明）

事業者は、本契約に基づいて契約者に対して行うのと同様の内容の説明を、利用者に対しても行うよう努めるものとします。

2. 契約者は、本契約に基づいて事業者から行われる説明及び報告等について、利用者の家族等へ適宜説明を行うよう努めるものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第 7 条（サービス利用料金の支払い）

利用者は要介護度に応じて第 4 条に定めるサービスを受け、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常は市町村が交付する「負担割合証」に記載されている「利用者負担割合」）を事業者に支払うものとします。但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）

2. 第 5 条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
3. 前項の他、契約者は食事代、おむつ代等利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
4. 契約者は、前 3 項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に、支払うものとします。

第 8 条（利用日の中止・変更・追加）

契約者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。

2. 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
3. 事業者は、第 1 項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の

利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第 9 条（利用料金の変更）

第 7 条第 1 項に定めるサービス利用料金について、介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。

2. 第 7 条第 2 項及び第 3 項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、事前に説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
3. 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第 10 条（事業者及びサービス従事者の義務）

事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2. 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員、もしくは主治医と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
3. 事業者は、利用者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを 5 年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
4. 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第 11 条（守秘義務等）

事業者及びサービス従事者又は従業員は、通所介護サービスを提供する上で知り得た利用者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2. 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3. 前 2 項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、利用者又は契約者等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者及び利用者の義務

第 12 条（利用者の施設利用上の注意義務等）

利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2. 契約者は、利用者が事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

3. 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 13 条（損害賠償責任）

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者又は利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 11 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者又は利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 14 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一. 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 二. 契約者が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 三. 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 四. 契約者及び利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第 15 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、契約者に対して所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 16 条（契約の終了）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一. 利用者が死亡した場合
- 二. 要介護認定により利用者の心身の状況が要支援 1、要支援 2、自立と判定された場合
- 三. 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 四. 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

- 五. 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六. 第17条から第19条に基づき本契約が解約又は解除された場合
2. 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 17 条（契約者からの中途解約）

- 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
2. 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 一. 第9条第3項により本契約を解約する場合
 - 二. 利用者が入院した場合または長期にわたり入院することが判明した場合。
 - 三. 入所施設に入所された場合

第 18 条（契約者からの契約解除）

- 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
- 一. 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
 - 二. 事業者もしくはサービス従事者が第11条に定める守秘義務に違反した場合
 - 三. 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者及び利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - 四. 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 19 条（事業者からの契約解除）

- 事業者は、契約者又は利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
- 一. 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 二. 契約者による、第7条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - 三. 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 四. ご契約者及び後見人並びに家族等が事業者や事業所の職員に対して禁制行為を繰り返す等、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、事業者は、文書で契約を通知することにより、即座にサービスを終了することができます。

＊サービス利用にあたっての禁止行為

1. 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
2. パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、ケアハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
3. サービス利用中にご契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること

第 20 条（精算）

第 16 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 12 条第 2 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第 21 条（事故発生時の対応）

事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、契約者又は利用者の家族及びケアマネージャーに連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

2. 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録することとします。
3. 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとします。

第 22 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者又は利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 23 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

指定通所介護重要事項説明書 デイサービスセンターなごみ

当事業所は、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供致します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通りご説明申し上げます。

1. 事業者

- | | |
|----------|----------------------|
| （1）法人名 | 社会福祉法人 植木会 |
| （2）法人所在地 | 群馬県伊勢崎市本関町 1 2 1 6－1 |
| （3）電話番号 | 0 2 7 0－7 5－6 6 8 0 |
| （4）代表者氏名 | 理事長 大森 弘之 |
| （5）設立年月 | 平成 2 2 年 5 月 3 1 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|--------------|---|
| （1）事業所の種類 | 指定通所介護事業所・平成 2 5 年 4 月 1 日群馬県指定介護保険指定事業所番号 1 0 7 0 4 0 3 0 6 6 |
| （2）事業所の目的 | 社会福祉法人植木会が開設するデイサービスセンターなごみ（以下「センター」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、センターで指定通所介護の提供にあたる者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。 |
| （3）事業所の名称 | 社会福祉法人植木会 デイサービスセンターなごみ |
| （4）事業所の所在地 | 群馬県伊勢崎市本関町 1 2 1 8－6 |
| （5）電話番号 | 0 2 7 0－4 0－7 5 5 4 |
| （6）施設長 | 大森 誠一 |
| （7）当事業所の運営方針 | センターの従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活がおくれるよう、必要な日常生活の援助、介助及び機能訓練を行う事により、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。 |
| （8）開設年月 | 平成 2 5 年 4 月 1 日 |
| （9）利用定員 | 2 0 人 |

3. 事業実施地域及び営業時間

- | | |
|---------------|------------|
| （1）通常の事業の実施地域 | 伊勢崎市の区域とする |
|---------------|------------|

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土（ただし、日曜、祝日でもご相談に応じます）
受付時間	月～土 8：30～17：30 （電話等により24時間常時連絡が可能です。）
サービス提供時間	月～土 9：00～16：30 （以外の時間でもご相談に応じます。）

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- 一. 管理者 1名（常勤、介護老人福祉施設の施設長、併設短期入所生活介護の管理者と兼務）
- 二. 従業者
 - 生活相談員 2名（常勤、うち1名介護職員と兼務）
 - 看護職員 2名（非常勤、機能訓練指導員と兼務）
 - 機能訓練指導員 2名（非常勤、看護職員と兼務）
 - 介護職員 2名（常勤、うち1名生活相談員と兼務）

(職務内容)

- 一. 管理者 施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行します。
- 二. 従業者
 - 生活相談員 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。
 - 看護職員 常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な援助を行います。
 - 機能訓練指導員 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
 - 介護職員 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援、日常生活の援助を行います。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者側にご負担頂く場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては利用料金の大部分（通常は市町村が交付する「負担割合

証」に記載されている「利用者負担割合」分を差し引いた額）が介護保険から給付されます。

①食事等の介護サービス（但し、食費は別途料金を頂きます。）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとって頂くことを原則としています。

（食事時間） 11：30～12：30

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。方法は、その日の体調により変更できます。

③排泄

- ・ご利用者の排泄の介助（トイレ誘導・オムツ交換等）を行います。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者側の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

ご利用者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。

料金：一食あたり 710 円 昼食を利用しない場合 おやつ代 100 円

②通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、別途片道 50 円 / km を頂きます。

③レクリエーション、クラブ活動

ご利用者側の希望によりレクリエーションやクラブ活動も実施させていただきます。

利用料金：材料費等の実費を頂きます。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者側にご負担頂くことが適当であるものにかかる費用を負担頂きます。

⑤理美容手配サービス

ご希望があった場合、美容の出張による理髪サービス（調髪、カット等）をご利用頂けるよう、施設が美容を無料でご手配致します。

※サービス利用料は直接美容師へお支払い下さい。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、当事業所よりご説明致します。

＜サービス利用料金（1回あたり）＞

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費の合計金額をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

利用料の額（通所介護）

地域区分	1 単位の金額
7 級地	1 0 . 1 4 円

1. 通所介護費基本分 単位（1 日）

区分	介護 1	介護 2	介護 3	介護 4	介護 5
基本単位	6 5 8	7 7 7	9 0 0	1 , 0 2 3	1 , 1 4 8

2. 通所介護費加算分 単位（1 日）

加算名	金 額	加算条件	備 考
入浴介助加算 Ⅰ	4 0	入浴を行なった場合	対象者のみ
個別機能 訓練加算Ⅰイ	5 6	所定の要件を満たして、利用者の 状況に応じた個別機能訓練を行っ た場合	対象者のみ イとロは同時 算定不可
個別機能 訓練加算Ⅰロ	7 6	所定の要件を満たして、利用者の 状況に応じた個別機能訓練を行っ た場合	対象者のみ イとロは同時 算定不可
若年性認知症 受入加算	6 0	若年性認知症利用者ごとに個別に 担当者を定め、ニーズに応じたサ ービスを提供した場合	対象者のみ
サービス提供 体制加算Ⅱ	1 8	介護福祉士の割合が厚生労働大臣 の定める基準に達していること	全員

3. 通所介護費加算分 単位（1 月）

加算名	単位	加算条件	備 考
科学的介護推進 体制加算	4 0	利用者ごとの心身の状 況等を国に報告し、フィ ードバックを受け支援 に活用していること	全員
介護職員処遇改善 加算Ⅱ	所定単位数に 11.8%を乗じ た単位数	厚生労働大臣の定める 基準に達していること。	

4. 通所介護加算部分 単位（6 ヶ月に 1 回）

口腔・栄養 スクリーニング 加算Ⅱ	5	利用者の口腔の健康状態及び 栄養状態に関する情報を担当 ケアマネージャーに提供して いること	6 ヶ月に 1 回
-------------------------	---	---	--------------

5. 食費（保険外 日額）

区 分	日 額	備 考
食費（昼食）	7 1 0 円	1 食あたり（おやつを含む）
食費（朝食）	4 6 0 円	1 食あたり（要事前予約）
食費（夕食）	5 7 0 円	1 食あたり（要事前予約）

＊ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者側が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払い頂く場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金（自己負担相当額）の 5 0 %

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）（２）の料金は、１ヶ月ごとに計算し、ご利用期間分の合計金額をご請求致しますので、翌月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（１ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア、下記指定金融機関口座からの自動引き落とし（手数料無料）	
アイオー信用金庫（支店は問いません）	引き落とし日・・・毎月 15 日
イ、ア以外の金融機関口座をご利用の場合	
郵便局（場所は問いません）	毎月、指定口座に月末までにお振込をお願いします（ＡＴＭでのゆうちょ口座間の手数料は無料）
アイオー信用金庫以外の銀行	毎月、指定口座に月末までにお振込をお願いします（手数料はご利用者負担）

（４）利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご利用者様の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、当事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）が利用可能日時を契約者に提示し協議させて頂きます。

6. 個人情報の取り扱い

(1) 利用目的

当施設では、ご利用者から提供されたご利用者本人および身元引受人・ご家族等に関する個人情報を、下記の目的以外に使用致しません。

- ① ご利用者提供サービス等
- ② 介護保険事務
- ③ ご利用者のために行う管理運営業務（入退所等の管理、会計、事故報告、介護・医療サービスの向上等）
- ④ 施設のために行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料の作成、施設等において行われる学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等）

(2) 第三者への提供

当施設では、下記の利用目的のためにご利用者および身元引受人・ご家族等の個人情報を第三者に提供することがあります。

- ① 介護保険事務などの施設業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合
- ② 他の介護事業所等との連携（サービス担当者会議等）及び連絡調整が必要な場合
- ③ ご利用者の受診等にあたり、外部の医師の意見・助言を求めるため会議記録やケアプラン等を提供する場合
- ④ 家族・身元引受人等への心身状態や生活状況の説明
- ⑤ 研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- ⑥ 保険事務の委託（一部委託含む）
- ⑦ 損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑧ 保険者等、行政機関や他の関係機関からの照会への回答
- ⑨ 外部監査機関、評価機関等への情報提供
- ⑩ 介護保険審査支払機関へのレセプト請求及び介護保険審査支払機関からの照会への回答

(3) ご利用者に関するお問い合わせへの対応

当施設では、ご利用者に関する来所やお電話でのお問い合わせに対し、慎重に対応させて頂いており、ご利用者のプライバシーに関わる個人情報につきましては(2)の場合を除き外部に対し情報提供致しませんが、ご利用者が施設を利用されているかどうかについてのみ、お問い合わせに対して情報提供させて頂きます。お問い合わせに対し回答して欲しくない方のご指定や、情報提供範囲についてのご希望がおありの場合は遠慮無くお申し出下さい。

(4) 施設内での写真の掲示及び施設報等でのお名前、写真の掲示

当施設では、外出やお祭り行事等の楽しい思い出を、参加されたご利用者に楽しんで頂くため、できるだけたくさん掲示するようにしております。またご利用者の身元引受人およびご家族、施設外の方々に施設への理解を深め、施設での様子を知っていただくため、施設報にお名前やお写真を掲載することがあります。施設内での写真の掲示、施設報等へのお名前・お写真の掲載について希望されない場合は遠慮無くお申し出下さい。

7. 事故発生時の対応について

- (1) 当施設では、サービスの提供により事故が発生した場合は、すみやかに市町村、契約者又はご利用者の家族及びケアマネージャーに連絡を行うとともに、必要

な措置を講じさせていただきます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録することと致します。

- (2) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものと致します。
- (3) 当施設において、施設の責任によりご契約者及びご利用者に対して生じた損害については、すみやかに損害賠償をさせていただきます。ただし、その損害の発生について、ご契約者及びご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者及びご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、施設の損害賠償額を減じる場合があります。
- (4) 事故の発生において、施設の責任がないと認められる場合、施設は損害賠償責任を負わないものとします。

8. 身体拘束について

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明

当施設において、下記の項目すべてに該当していると判断した場合緊急やむを得ず必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

1) 緊急やむを得ず身体拘束を行うとした項目

- ①入居者本人または他の入居者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ②身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する看護・介護方法がない場合
- ③身体拘束その他の行動制限が一時的である場合

2) 身体拘束の方法および期間

身体拘束を早期解除することを目標に検討会議を毎月1回開催することを約束いたします。

3) ご家族様への報告について

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、直ちにご家族様（身元引受人）に身体拘束が必要である状態に陥った経緯と現状の報告を行います。

- ①身体拘束が必要な理由
- ②身体拘束の方法（場所、部位および使用物品等）
- ③身体拘束を行う時間帯及び時間等
- ④やむを得ず身体拘束を実施した時点での利用者の精神状態及び、身体状況等
- ⑤身体拘束開始時間及び身体拘束解除予定日時

4) その他

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書を提示し、同意を得たうえで実施します。

9. 高齢者虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり重要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する責任者及び担当者を選定します。
- (2) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- (3) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (4) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

10. 感染症対策の強化

感染症の予防及びまん延の防止のため、対策を検討する委員会の開催や指針の整備、職員への研修・訓練を実施します。

11. 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、職員への研修・訓練を実施します。

12. ハラスメント対策の強化

事業所の適切なハラスメント対策を強化するため、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を行います。

13. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付について（契約書第22条参照）

(2) 当事業所における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

社会福祉法人 植木会 デイサービスセンターなごみ

生活相談員 及び 第3者委員

TEL 0270-40-7554

○受付時間 毎週 月曜日～土曜日 8:30～17:30まで

☆受付時間以外及び担当者不在の場合でも常時対応できる体制になっております。また、ご意見受付箱を玄関に設置しておりますのでご利用下さい。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

伊勢崎市役所長寿福祉部介護保険課 伊勢崎市今泉町2丁目410	電話番号 0270-24-5111 FAX 0270-23-9800 受付時間 8:30～17:15
群馬県国民健康保険団体連合会 前橋市元総社町355-8	電話番号 027-290-1323 FAX 027-255-5077 受付時間 8:30～17:15

13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	実施した直近の年月日	実施した評価機関の名称	評価結果の開示状況
無	令和 年 月 日		

同意署名欄

契約締結日 令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供開始にあたり、利用者(及び代理人)に対して契約書、重要事項説明書を説明が行われたことを確認し、契約を締結します。
上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

事業者

住所 伊勢崎市本関町1218-6
名称 社会福祉法人 植木会
デイサービスセンター なごみ
代表者 理事長 大森 弘之 印

説明者職位

氏名

印

私は、重要事項説明書により、事業者から指定通所介護サービスについてサービス内容及び重要事項の説明を受け、内容に同意し、契約書兼重要事項説明書を受領しました。

利用者

住 所

氏 名

印

上記代理人(保証人)

住 所

氏 名

印

利用者との続柄

立会人

住 所

氏 名

印